



# 暮らしの情報ページ

## 11月2日

### 狭山市リサイクル工房がオープンしています！

11月2日、14時30分に、「リサイクル工房」をオープンします。これは、まだ使える粗大ごみや使用可能な生活用品を、修理・再生して展示するための拠点となるものです。不用になっ

たまだ使えるものを生まれ変わらせ、もう一度活用することで、リサイクルの輪ができます。このリサイクルの輪を広げ、真の「リサイクル都市・さやま」を目指しましょう。

●「リサイクル工房」って、どんなところ？

第一環境センター1階に「リサイクル工房」として展示室を開設します。ここでは、第一環境センターに搬入されてくる、使用可能な粗大ごみや生活用品を、種荷山公園駅旧東京防衛施設局人間川防衛施設事務所(に12月中旬に設置する予定の修理工房)で修理・再生して、展示します。

リサイクル工房開所時間月・土曜日 9時～11時30分と13時～15時30分

11月2日(木)は14時30分から、既存のリサイクルセンター(新狭山)の展示室は、10月21日(土)をもって閉所します。なお、引き取りと持ち込み業務は10月14日(土)で終了します

●リサイクル工房展示室では、何をやるの？

①家庭内で不用になった、手を加えずに使用できるものを展示し、譲渡します。(例：ベッド、タンス、食器、棚、書棚、机、本、陶器、玩具など)  
②修理工房で再生された再生品を、

希望者に抽選で有料頒布します。  
③不用品登録制度の窓口です。  
既存の制度の窓口が、リサイクルセンターから移転します。不用品の譲渡の交渉は本人同士で行ってください。1回の登録の有効期間は6か月で、再登録もできます。受け付け時間は、月・土曜日の9時～11時30分と13時～15時30分です。  
↓不用品登録制度専用電話へ  
4・4953  
④市内の民間リサイクルショップの情報などを提供します。

●不用品の持ち込みの方法は？  
①展示室に直接搬入してください。  
②大型家具など自力で持ち込めないものは、電話でご連絡ください。地  
上部の玄関先まで引き取りに伺います。連絡先は次のとおりです。  
不用品の引き取りと持ち込み問い合わせ(第一環境センター内狭山市リサイクル工房展示室) ↓ 953・4400

## 10月・11月はマイバッグキャンペーンははじめませんか！ 買い物袋を持って お買い物

環境破壊が叫ばれている昨今、気にはなるけれど何から始めたらいいのかわからない人も多いのではないのでしょうか。そこで提案があります。「マイバッグキャンペーン」という、買い物をするときに買い物袋を持って行く運動に参加しませんか。

レジ袋を毎日1枚もらい続けると、1世帯で年間2.5kgにもなり、市内全世帯では1年間で約150tになります。ですから、言いかえれば買い物袋を使用することで1年間に市全体で150tのごみが減量できるのです。「レジ袋は、ごみを出すときに使ったり、汚れ物入れやおすそわけなどのときに使うので、むだにしています。」というかたもいらっしゃると思います。もちろん有効に使っていただければ結構ですが、統計では1世帯あたり1週間で約8.4枚もらっており、すべてが使い切れているわけではないでしょう。

買い物袋を持参することは、環境にやさしい暮らしのための第一歩となります。これを機会に、簡易包装に協力したり、詰め替え可能な製品やリサイクル品を購入したりと、取り組みを広げていきましょう。お店のかたも、お客さまへのお知らせやレジ袋の節約に、ご協力ください。

→ごみ減量・資源リサイクル推進チームへ内線3631

粗大ごみの引き取りは予約が必要です  
粗大ごみの予約電話(第一環境センター内) ↓ 953・2832

問い合わせ  
リサイクル工房 953・4400  
か廃棄物対策課へ内線3612

暮らしの情報ページは主に市からのお知らせを掲載します。申し込み・問い合わせは➡の記号で表します。市役所の所在地は〒350-1380 狭山市入間川1-23-5、電話番号は☎042-953-1111です。

## お知らせ

**老人保健の届け出はお早めに**  
老人保健を受けているかたで、次のような変更があった場合は、早めに届け出てください。なお、転出する場合、老人保健法医療受給者証は必ずお返しください。

内容	必要書類	申請期間
転出するとき	老人保健法医療受給者証 給付証	転出する前
転入したとき	健康保険証	14日以内
市内で転居したとき	老人保健法医療受給者証 給付証	14日以内
死亡したとき	老人保健法医療受給者証 給付証	14日以内
加入健康保険が変わったとき	新しい健康保険証 老人保健法医療受給者証	速やかに

↓福祉課へ内線1515

**交通事故にあったときにも届け出を**  
老人保健を受けているかたが交通事故など、第三者からけがを負った

れた場合も、届け出によって老人保健による治療が受けられます（医療費は、市が第三者に対して請求することになります）。

↓福祉課へ内線1515

### 水道メーター交換工事

水道メーターの使用有効期間は、法律で8年と定められています。期限を迎えるものは新しいメーターに交換しますが、作業は市指定工事業者に委託します。該出者には「使用水量のお知らせ」の通信欄で通知し、留守の場合でも交換させていただきます。「協力をお願いします」。

↓水道業務課へ内線2317

**0・157の予防・食中毒は一年中警戒を！**  
湿気が多い日本の夏は細菌にとって繁殖に最も適した季節で、毎年7月ごろから食中毒の発生件数が増え、涼しくなる10月ごろまで続きます。食中毒細菌は、腐り始めていない食

### 10月1日付 市役所人事（主査職以上を掲載）

#### 参事職

環境部参事（タイオキシン対策チーム・リーダー兼務）水澤洋介

#### 課長職（相当職を含む）

環境部 環境部副参事（生ごみ堆肥化推進担当）井上秀隆 / 廃棄物対策課長（ごみ減量・資源リサイクル推進チーム・リーダー兼務）仲川和光  
主査職

市民部 上諏訪市民サービスコーナー所長内出治男

↓職員課へ内線3511

品にも繁殖していることがあります。また、昨今の複雑な流通の中ではどこでどんな細菌に感染するか分かりません。このように、食中毒には一年を通して警戒が必要です。「手をよく洗う。調理器具を消毒し、食べ物は十分に加熱する。」を忘れず、食中毒を予防しましょう。

↓保健センターへ☎959・5811

### 家の周りはいつも整理整頓！



放火による火災が増えていきます。家の周りには、燃えやすいものを置かないなど、十分な注意をお願いします。皆さんの協力で

放火火災をなくしましょう。  
↓予防課へ☎953・7113

### 保育園

#### 保育展・のぞいてみようよ



日時11月6日（日）10日（金）、8時～17時 内容各園の保育目標や各種事業の紹介、児童の作品展示など 場所市役所1階エントランスホール

↓児童福祉課へ内線1534

### 米穀販売業の新規登録申請

計画流通米（政府米、自主流通米）を販売する場合、市町村長の登録が必要です。これまでは新規に登録をする場合、年2回の申請期間に限り受け付けていましたが、9月から、随時受け付けられるようになりました。登録日は申請した月の翌々月の1日です。

↓商工課へ内線2552

### 不用品登録制度

譲ります 粉ミルク（ベビー用4缶） ロングスカート シングルベッド ホットプレート 炊飯器 オープンレンジ 冷蔵庫（1人用、2ドア） テレビ（25インチ） 座卓 家具 調こたつ 譲ってください カラーBOX トースター 電子レンジ プリンター ペビラック チャイルドシート（新生児用） ステレオ 小太鼓がドラムセット エアロバイク 除湿機 は有料、は無料

は応相談。交渉は本人同士で行い、トラブルの際も対処してください。登録有効期間は6か月で再登録もできます。↓月・土曜日の9時～15時 30分（11時30分～13時と祝日は除く）にリサイクルセンター不用品登録専用電話（リサイクルセンター展示室を10月21日で閉所します。詳しくは22ページをご覧ください）へ☎954・4953